

◆岡山大学法学部だより◆

※ 本メールは法学部の教職員、在学生、卒業生をはじめ、講読の登録をされた方、法学部に関連ある方等にお送りしています

第 161 号(2020 年 7 月 31 日発行)

発行：岡山大学法学部 学部長室

=====

長い梅雨があけ、夏がやってきました。

-----

○新任ご挨拶

-----

中村 瑞穂（法学部専任講師）

はじめまして。講師の中村瑞穂と申します。昨年度の後期から、法学部で民法を担当しています。私は、京都の大学で法学部を卒業し、法科大学院を修了した後、約二年間、大阪の法律事務所で弁護士として働いていました。その後、民法の研究を行うために出身大学の大学院に行き、博士後期課程を修了後、同大学での助教を経て、昨年 10 月に岡山大学に着任いたしました。着任して 10 か月ほど経ちますので、この時期であれば、在学生の皆さんをはじめとし、もっと多くの方にお会いすることができていたはずですが、コロナ禍の中、それがかなわず、とても残念に思っています。この状況が一日も早く収束に向かうことを心より願っております。

このような状況により、着任してからも、対面での授業ができた回数がまだ少ないため、ここでは、主に、民法（そのうち、授業を担当している財産法分野）の勉強について、学生の皆さんへのメッセージを書かせていただきたいと思えます。

ご承知のとおり、民法は、私法の一般法であり、私法分野の基本となる法です。しかし、そのような一般法、基本法としての性質上、原理・原則的な内容が多いことから、学習者からは、現実に即した具体的な問題意識をもちにくいという声をしばしばお聞きします。また、（会社法等の他の法律と比較すると、）民法がどのような場面で適用されることになるのかをイメージしにくいといったことも、お聞きします。確かに、私法の「一般法」と言われると、現実に問題になる事項については、様々な特別法で規律されていそうであり、複雑な現代社会において、一般法である民法の内容がそのまま問題になることなど、あまりないのではないかと感じられるのかもしれない。

実は、私自身も、学生時代はこのように感じることもありましたが、しかし、実務を経験してみると、民法が問題となる事案が意外なほど多かったと申すことができます。しかも、そこで、民法が問題となるということの意味も様々であって、中には、特別法の内容を正確に捉えるために民法の理解が要求されるという場合もあれば、先端的な問題であって、特別法も存在せず、どのように考えるべきかが定まっていないことから、民法の一般法理に立ち返って考えざるをえないという場合も少なくありませんでした。そして、これらの場合でも、民法の基本的な理解こそが重要な意味をもってくることになります。

以上のように、民法には、確かに、一般法、基本法としての性格上、初学者にとってなじみにくいところがあるかとは思いますが、学習の初期の段階でそれに挫折せず、原理・原則から理解することを心がけて勉強を積み重ねていくと、現実の幅広い場面において応用ができるようになります。授業では、そのような考え方の基本をお伝えすることができれば、と思っています。

最後にはなりましたが、岡山大学の先生方、事務の皆様、卒業生の皆様には、今後とも引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうかよろしくお願ひ申し上げます。